

## 電子化テキストと著作権

原著作権のない古典文学作品を中心に

當山 日出夫

円満寺(奈良市二名6丁目1502)

すでに原著者の著作権の消滅した古典文学作品の電子化テキストの作成・公開・流通における著作権上の問題として考えるべきは、

1. 文化遺産としての古典文学作品は広く社会的に享受されねばならないことを前提にすべきである。
2. 校訂者(研究者)学問的業績は保証されねばならないが、それが、作品それ自体の複製権にまで及ぶものではない。

## ELECTRICAL-TEXT AND COPYRIGHT

Hiedo TOYAMA

Enman-ji

The copyright of the classical literature became extinct already. The problem of making Electrical-Text of classical literature is

1. The classical literature must be widely shared socially as the cultured inheritance.
2. It is necessary to guarantee the academic achievements of the scholar.

However it is impossible for the scholar to occupy the right of reproduction copyright of the classical literature.

### 【1】データが無ければただの箱

人文科学研究におけるコンピュータ利用は、徐々にさかんになってきつつはあるが、日本の古典文学作品をとりあつかう領域についてみれば、飛躍的な発展は望むべくもない状態が続いている。それにはいくつかの理由があるが、その一つとして、著作権問題がある。

古典文学作品の研究におけるコンピュータ利用は、どうしても、作品の電子化テキストの利用が中心である。

コンピュータについて、「ソフトが無ければただの箱」とよく言われる。これを、古典文学作品研究におけるコンピュータ利用の立場からいえば、「データが無ければただの箱」である。そして、そのデータ（古典作品の電子化テキスト）は、公開され、他の研究者と共有されるべき性質のものである。

が、その作成・公開・流通の障害となっているのが、古典文学作品の電子化テキストにかんする著作権問題が、未解明のまま残されていることである。

本発表においては、既に原著者の著作権の消滅した古典文学作品の電子化テキストをめぐる著作権問題について、若干の整理を試みたい。

（以下、本稿において、電子化テキストとして取り上げるのは、すべてこの種のものであり、学術的な利用を主目的とする。）

### 【2】学術的基礎資料の共有・流通

著作権をめぐる考察の前に、近代的な学問研究の基礎をなすものは何であるかふりかえてみたい。様々な観点から論じるべき巨大なテーマではあるが、少なくとも、著作権との関係でいえば次の原則が指摘できよう。

1. 研究のための資料は研究者すべてに公開され共有される。
2. 研究成果が研究者個人の学問的業績として社会的・相互的に認知される。

日本の古典文学研究の場合で言えば、基礎資料となるテキスト（例えば『源氏物語』）を読もう

と思えば、誰でもが（研究者のみならず、学生でも、一般の市民でも）自由に、市販のテキストとして購入可能であり、図書館等での閲覧も自由である。

つまり、作品としての『源氏』は、人々に共通の古典文学作品として、公開・共有され、社会的に流通し享受されている。（法的には、『源氏』の原著者の著作権が消滅しているからこそ可能である。）

そして、このことを前提にした上で、それぞれの研究者が、独自の研究活動を展開し、その成果を論文・研究書あるいは新しい校訂本・注釈書として、発表する。これらの研究成果は、研究者個人の業績として認定され、学問的プライオリティが保証される。（法的には、著作権の保護が与えられる。）

学問的業績の認知は、研究者相互の義務である。自分の業績を認めてもらうと同時に、他の研究者の業績を尊重しなければならない。このことを裏返していえば、論文の盗用などは、最も恥ずべき行為として排斥される。

コンピュータの普及にともなう電子化テキストの利用においても、これらの基本原則は守られていかねばならない。基本的には、電子化テキストとしての資料は、公開・流通されねばならないし、同時に、その作成・利用にともなう学問的プライオリティは保証されなければならない、ということになる。

### 【3】問題提起……『源氏物語』

我が国の著作権法の規定によると、著作権は、著作者の死後50年間保護されることになっている。この規定を、『源氏物語』についてあてはめてみると、

#### 1. 原著者

著者である紫式部は、すでに死亡して50年以上経過している（実際には、1000年近い昔のことになる）ので、その著書である『源氏』の著作権は消滅した。したがって、『源氏』の刊行（複製）は自由である。刊行だけではなく、その現代語訳・英

訳・ドラマ化・翻案など、自由に行える。

## 2. 校訂者

しかし、現実問題として、『源氏』を一般の研究者・読者が利用できるものとして刊行するためには、本文校訂にかかわる高度な学問的作業を必要とする。つまり、この段階で、すでに消滅した『源氏』の著作権とは別に、二次的な校訂者の権利が生じる。

刊行が自由ならその電子化テキスト作成・公開も自由でなければならないが、この場合も、実際には、電子化テキストとして本文校訂の学問的作業が必要であり、新たな権利を生じる。

著作権法にしたがえば、その権利として特に問題となるのは、著作権（そのうちの複製権）と著作者人格権（公表権・氏名表示権・同一性保持権）についてであろう。

だが、校訂者は原著者ではない以上、それより強い権限を持つということはない。つまり、ある『源氏』のテキストの校訂者であっても、文学作品としての『源氏』そのものの刊行（複製）には、その権限は及ばない。

## 3. 出版社

ある『源氏』校訂本の出版権が、ある出版社に帰属するとしても、それが及ぶのは、特定の校訂テキストについてのみである。『源氏』そのものの出版は、原著者（紫式部）の著作権の消滅とともに自由である。

問題となるのは、既存の校訂本を底本とした電子化テキストと、出版権との関係である。

### 【4】書物の場合

電子化テキストについて考える前に、通常の活字印刷による出版の場合について考えてみる。新しく『源氏』を刊行しようとした場合、普通は、次のような手順をふむことになる。

1. 底本を決める。
2. 本文校訂を施す。

『源氏』のオリジナルのテキスト（平安時代に紫式部が書いた原稿）は残されていない。現存しているのは、それを転写した、後の鎌

倉時代以降の写本、江戸時代以降の板本、明治時代以降の活字本、など各種の異本によってである。これらを比較検討することによって、誤写などを訂正し、よりオリジナルに近い、そして、読みやすいテキストを再構成していく作業が必要になる。

3. 注釈を（場合によっては現代語訳も）つける。

これらの本文校訂の作業は、あきらかに学問的・知的作業であり、原著者（紫式部）の著作権（すでに消滅）とは別に、校訂者の二次的な著作権が生じると考えるべきである。

また、刊行された書物については、言論・出版・表現の自由として、『源氏』を刊行する権利は社会的に保証されねばならない。同時に、一般の読者・研究者として、『源氏』を読む権利も社会的に保証されねばならない。（あくまでも権利の問題で、売れない本だから出版しない出版社、読みたくないから読まない読者は、それぞれ自由である。）

### 【5】電子化テキストの場合

次に、電子化テキストについてであるが、作成・公開にあたって、著作権上どのような問題があるであろうか。考えるべき点としては、

1. 独自の校訂を経た電子化テキストテキストの場合かどうか。
2. 既に刊行された校訂本を底本として採用し、それを加工して電子化テキスト作成の場合、
  - A. 自由に底本としてしてよいかどうか。
    - a. 校訂者との関係
    - b. 出版社との関係
  - B. 作成された電子化テキストに新たな権利が生じるかどうか。
3. 電子化テキストの公開・流通はどのようにあるべきか。

1として、校訂者（研究者）が、オリジナルに写本・板本等から作成した電子化テキストである。たまたまメディアが紙に活字とインクで印刷するか、フロッピー等に記録してディスプレイ表示で

読むかの違いはあっても、その作業の基本は同じである。作成者が、本文校訂者としての権利を有するのは当然である。この場合、電子化テキストの作成それ自体には、著作権上の問題はない。

2として、既存の校訂本文を底本とした電子化テキストの場合、それは、コピー機による文書複写のような単純作業としておこない得るであろうか。OCRによる単純作業入力、あるいは、印刷時の電算写植のデータの変換など、これらにはたして、学問的・知的価値を見出すことが可能かどうか、問題視されかねない。

単純に文書複写のようなものと見なせば、著作権上の問題となる。底本として利用した本の本文校訂者、さらには、その本の出版社との関係が問題となる。

自由に底本として利用可能かどうかについていえば、もはや、古典文学作品の研究においてコンピュータが必需品という時代を迎えようとしている状況にあって、(少なくとも研究者個人レベルでの)電子化テキストの底本としての利用を否定することは、学問研究そのものを否定することに等しいといわざるをえない。原則的に自由である、という方向で考えるべきである。

新たな権利が生じるかどうかについて、実際に古典作品の本文校訂などに従事する研究者の立場から言えば、まず、活字の書物として校訂する場合でも、電子化テキストの場合でも、学問的に意味のある本文を得ようとするならば、きわめて高度な学問的判断と経験が要求されるのだということを実証しておきたい。さらに、電子化テキストの場合、振り仮名のあつかいを始め、漢字の字体をJIS漢字の範囲内で処理しなければならないなど、制限が多い。少なくとも日本の古典文学作品のテキストについていえば、本文だけに限っても、OCRによる単純入力などでは、学問的に意味のある電子化テキストとして利用に耐えるものはできないのである。さらに、文法情報等の各種の付加情報を付け加えることもある。

底本とした校訂本から、選択的にある種の情報を排除する、あるいは逆に、付加するという作業

が必要となる。電子化テキスト作成はコピー機による文書複写のような単純作業ではなく、まったく新しい別個の学問的・知的作業である、と言わざるを得ない。

つまり、電子化テキストの作成には、本文校訂や注釈などと同様に、あらたな権利が生じる。

3として、電子化テキストの公開・流通については、研究者の学問的プライオリティ(著作者人格権)の保証、出版社の著作権、この二つの視点から考えてみたい。

#### 【6】研究者としての権利。

著作権がすでに消滅した『源氏』を新たに刊行しようとした場合、本文校訂や注釈などの、学問的・知的作業を経なければならない。本文校訂者は、同時に、研究者である。つまり、研究者として主張する権利の中心は、学問的プライオリティであり、著作者人格権である。本文校訂は学問的な営みであり、自分の研究の成果である。それを主張したいのである。

金銭面においてはあまり問題となることがない。むしろ、これは、著作権法という法律の規定とは次元を異にする、研究者のマナーとしてとらえるべきかもしれない。

そのテキストの校訂者であるということは、絶対に保証されなければならない。著作権法の規定とは別に、この学問的権利の保護期間に年限は無い。『源氏』の場合、はるか江戸時代の学者の校訂したテキスト(例えば、北村季吟『湖月抄』)を、現代の研究者がなんらかの形で利用する場合であっても、その出典を明記することは、研究者としての基本的マナーである。

電子化テキスト版『源氏』を、既存の校訂本を利用して作成した場合でも、どの本に依拠したかは明示されねばならない。これは研究者の義務である。また、底本が何であるか明示の無いような電子化テキストは、安心して広く研究者に利用されることはあり得ない。

研究者間の基本的マナーを常識的に遵守して仕事をする限り、底本の校訂者の学問的な業績をそ

こなうことはない。逆に、電子化テキストの底本として採用することこそが、その校訂の学問的価値を認識してのことである。電子化テキストの底本として使われたことが、校訂者の著作者人格権の侵害につながるおそれは、基本的には無い。

また、底本とした校訂本の校訂者の権利が保証されねばならないのと同様に、電子化テキストの作成者の権利も保証されなければならないのは、当然である。

問題が生じるのは、底本の校訂者が、自分の仕事を電子化テキストとされることを拒否した場合である。たとえば、『源氏』の著作権が消滅しており、その電子化テキストは原則的に自由であるといっても、底本として利用する校訂本について、その校訂者が拒否の意思を示す権利（本文校訂という自己の学問的業績を他者がどう利用するかについての権利、著作者人格権）は、保証されねばならないと考えるべきであろう。

## 【7】出版社の権利

出版社の主張する権利は、原則論としては、出版権ということになる。これを、現実的に言い換えるならば、出版による利益保護である。違法なコピーとか海賊版が否定される理由は、それによって売れるべき本が売れなくなる、要するに、営業の妨害になるからである。

### 1. 営業的な面から

現実的に、ある古典作品の電子化テキストだけで、研究に充分であるということはない。『源氏』の電子化テキストを研究に利用しようとするとき、必ず、本も併用することになる。国文研作成の『源氏』電子化テキストを使うには、岩波古典大系本『源氏』5巻を手元に置いておかねば仕事にならない。

この意味では、ある古典作品の電子化テキストが世に出ることによって、底本となった本の需要が増しこすれ減ることはあり得ない。出版社の営業にプラスになることはあっても、マイナスになることは断じてない。営業的な面から出版社が懸念することがもしあるとすれば、それは杞憂に

すぎない。

### 2. 出版権の面から

法的に問題となるとすれば、ある著作物を書物として刊行することと、その電子化テキストやCD-ROMのような電子出版にすることが、どう連続するか（あるいは、しないか）である。現時点では、一般的には、未定という他はなかろう。

ここで、時代の流れは、古典文学作品の電子化テキストを是非とも必要としているのだという状況を認識するとき、次のように考える。

学問的に古典作品の電子化テキスト利用という立場に限定していえば、書物と電子化テキストとは、現実的な作成・利用のレベルにおいては、次元の異なる別物と見なすべきである。したがって、出版された校訂本を底本としての電子化テキストの作成は、必ずしも出版権の侵害にはつながらない。研究者が電子化テキストを作成するにあたって、出版権の束縛を受けることはないはずである。

そうではなく、逆に、出版と電子化テキストとが出版権として連続するものであるならば、文化遺産である古典文学作品を刊行している出版社自らの責任において、電子化テキスト版も作成し適切な価格で販売すべきではないだろうか。あるいは、その意図がないならば、少なくとも、電子化テキストを自ら作成し研究に役立てようとしている研究者の自由にかかせるべきであろう。

## 【8】残された問題

紙数が尽きたので、残された課題について簡単に述べる。

今後の課題は、公開された電子化テキストの具体的な利用・公開にともなって、どのような問題が生じるかである。また、これについては、最近になって急速に現実化・実用化してきた、各種の電子出版をも視野に入れた考察が必要となる。

これまで、著作権問題を考えるとき、著者・出版社・読者について考えていればよかったが、電子出版については、印刷業をもふくめた考察が必要になってきている。

これについては、今後の課題として残しておき

たいが、将来、著作権問題を考える上で重要になってくるであろう視点をいくつか指摘しておきたい。

### [1] コピーする権利

これまでは、著作者の権利をいかに保護するかという立場で、著作権を制限し例外的にコピーを認める範囲を設定する方向で考えられてきた。しかし、そうではなく、もともと人にはコピーする権利が基本的にあるのであって、それを著作権者の権利保護のため、どのような場合には制限できるか、という逆の方向からのアプローチが必要になってきているように思う。

実は、著作権法自身が、著作権の存在しないものを積極的に規定している。作者の死後50年を経た小説であったり、憲法や法令などが、そうである。これは、文学作品などは、作者の権利をある一定期間保護した後は、文化的遺産として人々に広く共有されるべきであること、憲法などは、国民のすべてに自由に読まれることを意図してのことであると解される。

### [2] 知る権利

1992年12月18日の大阪高裁判決。大阪府の情報公開条令にもとづき、政治資金収支報告書のコピーを請求し、断られた人が起こした訴訟。判決としては、コピー可となった。

この裁判の法律的な論点は、上級の役所（自治省）からの指示（政治資金規制法では、「閲覧を請求することができる」とあって、コピーしてよいとはなっていない、故に、コピーは不可）が、明示の指示であったかどうかということ。だが、これを著作権（私流に言えば、コピーする権利）の観点からみれば、

1. 政治資金収支報告書は、著作物として保護の対象とはならない。
2. 法的に公開が認められており、個人のプライバシーの侵害等の恐れはない。
3. コピー機を使用することによる原本破損の恐れなどない。

となれば、政治資金収支報告書のコピーを禁ずるなど、できないはずである。むしろ進んで、国民として公開された公的情報については、コピーする権利を有すると考えるべきである。

### [3] 言論・出版・表現の自由

例えば、ある人物が、自分の書いた文章について、作者名を表示し内容的に改変を加えないことを条件に、他者に自由にコピーを許す、そのことによって、自己の思想・感情を他者にむけて表現し伝達する、ということが可能になっている。現実に、パソコン通信において「転載自由」としたメッセージ、あるいは、GNUのソフトウェアなどが、すでにこれに該当するものとして存在する。著作権者の権利として、自己の著作物のコピーを妨げる行為を禁ずることを主張するものである。

コンピュータと著作権を考えると、一般には、コンピュータ・プログラムの著作権保護を論ずるのが普通である。今日、プログラムは、著作権保護の対象となっている。しかし、その一方で、コピーの自由を原則として、フリーに流通するソフト・ウェアが登場したことを忘れてはならない。

コピー自由を宣言されたものについて、人は自由にコピーする権利を持っていると考えねばならなくなってきているのである。

### 参考文献

- 「最新版 著作権法ハンドブック 1991」  
文化庁 著作権資料協会 平成3年7月刊  
「著作物の利用形態を権利保護」  
半田正夫 一粒社 1989年2月刊  
「コンピュータ時代の知的所有権」  
松田政行 ぎょうせい 1988年12月刊